

## パブリック・コメント手続(意見募集)

横須賀市行政手続条例の改正について

### 意見募集期間

令和8年(2026年)

1月9日(金)～2月2日(月)

お問い合わせ先：総務部総務課

電話 046-822-8151(直通)

横 須 賀 市



## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんのが市政へ参画しやすくなるために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## パブリック・コメント手続に当たって

令和5年6月16日にデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)により、利便性の向上を図るため、特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようすることとされました。

この改正のなかで、行政手続法においても、処分の名宛人が所在不明の場合の聴聞の通知の方式を、インターネットにより閲覧をするとともに、書面を掲示板に掲示するか、又は事務所内に設置したパソコン画面での表示により閲覧する方法への改正がなされました。

そのため、本市の行政手続制度においても、行政手続法の改正に併せて、横須賀市行政手続条例の改正を行おうとするものです。

このたびのパブリック・コメント手続は、この行政手続法改正に併せて改正を行おうとする本市条例改正案について、ご意見を伺うものです。

### 【目次】

◆行政手続法改正に伴う条例改正について	.....	3
◆意見の提出方法	.....	4

## 1 改正概要

### (1) 聴聞の通知の方式

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の聴聞の通知方法について、次のように変更します。改正内容は、行政手続法の改正と同じです。

現行	改正後
本市の事務所の掲示板に掲示する方法	<p>(1)市のホームページで閲覧する方法 (2)以下の①又は②の方法</p> <p>①本市の事務所の掲示場に掲示する方法 ②事務所内に設置したパソコン画面での表示により閲覧する方法</p>

## 2 施行期日

令和8年5月21日施行予定

## 意見の提出方法

1 提出期間 令和8年(2026年) 1月9日（金）から  
令和8年(2026年) 2月2日（月）まで

2 宛 先 総務部総務課法規訟務係

### 3 提出方法

- (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
- (2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
  - ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
  - ・(市内在学の場合)学校名・所在地
  - ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
  - ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)  
利害関係があることを証する事項
- (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
  - ア 直接持ち込み
    - ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
    - ・各行政センター
  - イ 郵送  
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地  
横須賀市役所 総務部総務課
  - ウ ファクシミリ  
046-822-7795
  - エ 電子メール  
[am-ga@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:am-ga@city.yokosuka.kanagawa.jp)

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。  
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、  
速やかに公表いたします。